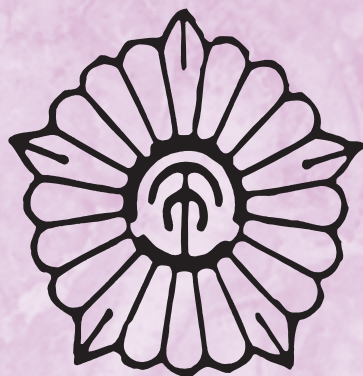


平成18年度

年間活動・研究報告



全国連合退職校長会

# 目 次

はじめのこたば

会 長 土 橋 莊 司

1. 教育基本法の成立 ……………前教育基本法検討委員会 3  
＜要 点＞  
教育基本法成立までの、全連退の活動をまとめている。
2. 総務部の活動 ……………総 務 部 4  
＜要 点＞  
全連退の本年度の目標、「宣言・決議」をはじめ、文部科学省、教育再生会議等への要望、意見具申の概要を掲載した。  
又、ほぼ定例化した、文部科学省初等中等教育局長との懇談会の概要も掲載している。
3. 教育振興対策部の活動 ……………教育振興対策部 6  
＜要 点＞  
「地方分権化に伴う教育上の影響に関する調査」を実施し、結果の分析・考察を掲載している。  
茨城県ひたちなか市を訪ね、市教育長はじめ関係者との懇談を行った内容等を掲載している。  
「教育改革の進め方」や「教育の在り方の格差」に対する意見や懸念を述べている。
4. 「教育の日」の拡充を目指して …………… 「教育の日」推進委員会 12  
＜要 点＞  
今年も、「教育の日」制定状況地図を掲載した。平成18年12月現在、26都道府県、31市12町3村、1支庁、2地区である。  
「教育の日」の内容の充実を図る観点から、滋賀県、北海道、群馬県前橋市、福岡県筑後市の事例を紹介している。
5. 会員は生涯学習をどのように考えているか(続)……………生涯学習推進部 19  
＜要 点＞  
昨年度実施した「会員の生涯学習に関する意識と参加状況」の全国調査について、昨年度に続いて、その集計結果を分析し、生涯学習の在り方を探っている。  
又、東京都退職校長会神奈川支部の歴史探訪クラブの史跡巡りに参加し、その報告を掲載している。
6. 義務教育学校経営者の功績に更なる光を！ ……………福利厚生部 27  
＜要 点＞  
平成16年度、17年度の叙勲状況を示して、義務教育諸学校の退職校長への叙勲の評価が、新栄典制度においても変化が見られなかったことを述べている。  
又、全連退の51団体の内、福利厚生組織を持つ団体は、34%。より多くの団体が独立した組織を持つことを期待する資料も掲載している。

7. 会報部の活動……………会 報 部 30  
 <要 点>  
 今年度の、会報編集への配慮と、主な内容について述べている。
8. 健全財政を目指し一層の努力を……………会 計 部 30  
 <要 点>  
 今年度、事業会計を興した。その経緯や、財政健全化への意欲を述べている。
9. 学習指導要領の改訂について……………教育課題研究委員会 31  
 <要 点>  
 平成19年3月、「学習指導要領の改訂について」（意見具申）を、文部科学大臣へ提出した。その内容を掲載している。
10. 『子供たちに慕われ 信頼される先生の条件』の出版 ……事業委員会 33  
 <要 点>  
 「子供に慕われ、信頼できる先生」の実践事例を紹介して欲しい。と、全国に呼びかけた。その結果、19の珠玉のレポートをいただいた。  
 それを纏めたのが、本書である。購入方法等を掲載している。
11. 高校必修科目の未履修問題について …… 高校問題研究委員会 34  
 <要 点>  
 問題発生の背景には、高校進学率、必修科目、センター試験、「ゆとりと学校完全週5日制」など、多くの問題がある。今後の高校教育改善の方向を述べている。
12. 全連退「会旗」の制定を目指して……………会旗制定委員会 35  
 <要 点>  
 会員9万余名の「まとまり」の象徴として、「会旗」制定を目指す経緯を掲載している。
13. 事務局 …………… 36
14. あとがき……………36

# はじめのこは

全国連合退職校長会 会長 土橋 莊 司

現代は極めて難しい時代であるといわれている。それは将来に対する明確な展望と目標を予測できないからである。もし明確な目標が順調に進むことが解れば、勇気を持って実践に踏み切ると思う。だが考えると現代だけが特別な時代というわけでない。いつの時代も、そこに生き生活をしている者にとっては、いつも不安があり不確実な難局であると思う。

しかし最近発生する事件は、教育の面では、大切な児童・生徒の尊い命に関して事件が続発している。また親が自分の経験から、今が勉強する大切な時と言っても、子供はそれに反対し親に対し感謝でなく父を殺してしまう。私は勉強は努力してやって見て、その良さを理解するので、目先のことを恨み、命をとるのは大人の意を解さないことで残念である。また小学校の授業中に、学校という神聖な場で友人を小刀で刺すという起きてはいけないことがつきつきに、起きていることは、教育にたずさわる者として、絶対に許されない。

考えてみると、戦後の教育関係の審議会は「自由化」と「個性化」を言い続けてきた。また教育のゆとりを強行してきた。そのために世の中の従来仕来りが無くなり、現代の社会で子供たちに何をもちたかを反省すべきである。解放された味気のない砂漠のような精神状態の中で、より一層の「自由化」と「個性化」を説くのは、自己崩壊を引き起こすだけである。大人の行動を甘く見て、自分が子供であることを忘れ、異形に成長をとげる。最後に「個」は単なる解放の概念では成立しない。個は或る歴史と伝統を共有する文化共同組織関係の影響で、初めて成長するものである。

信州の教育実践の中で『もう一人の私を育てる』という重要と思われる着眼で本が出ている。その本の中で「自ら考え、自ら試み行ふ」ことによって、創造的知性と技術を養い豊かな心を持って、友と協調して伸びて行くことの大切さを述べている。もう一人の私が形成されるということは、自分を対象化して見るができるということである。

自分の姿を意識化し、自分なりに吟味検討することができるということである。端的に言えば自覚が深まるということである。そうした「もう一人の私が形成されていくことを通して、現実の『私』が新たな学びへの取り組みにのめり込み、そこで深く支えられ的確に導いていかれるようにすることが期待されるのである。こうした「もう一人の私」を形成するためには、多様な見方の機会が準備されねばならない。そして、それを通して「やって良かった」「私にもやれた」「頑張れば私にもやれる」という成就感を一人ひとりが持つことが出来る場が工夫されねばならない。こうして「もう一人の私」に支えられ導かれて現実の私が「新しい私」になる、より一層の勇気と自信を持ち一層確実な目的意識を持ち、また一層着実に深く課題にのめり込んで行く。「新しい私」に変わって行く。こうして教育の道を主体的に自ら求めて行く。こうした態度こそ教育のねらいである。

今このように情報が発達した時代では、総ての人が、社会の速い動きに捉われて、自分の足を掬われないよう自らを考えることが大切だ。児童・生徒が静かに落ち着いて大切な勉強ができる場所—学校になるよう考え頑張ることが教育上の重要な課題ではないだろうか。

全連退の活動や研究が子供たちの成長—学校教育・家庭教育を支えるものでありたい。

# 教育基本法の成立

前教育基本法検討委員会委員長 井上 孝

戦後の占領政策のもとで作られた教育基本法を改めたいということは、私たち全連退に所属する者にとって長年の懸案であった。そこで平成13年3月、全連退では教育基本法検討委員会を設置し、会員へのアンケートや、教育基本法成立の背景、その理念、個々の条文などの研究等を進め、4回にわたり文部科学省や中央教育審議会へ要望・意見具申を行い、全連退ならではの「改正教育基本法(案)」の作成にあたった。

## 1. 全連退の要望・意見具申の概要について

### (1) 中央教育審議会への要望・意見具申

- ① 平成14年5月1日付で、「改正教育基本法作成上の基本的な考え方」「改正教育基本法(前文、1条・2条)」「現行教育基本法と改正教育基本法の対照表」「全国退職校長会のアンケートから」を提出し、全連退の教育基本法改正に対する方針を示した。
- ② 平成14年7月1日付で、「改正教育基本法(全条文)」「教育基本法改正理由の要点」を提出、中教審の審議を通し、答申の中に盛り込まれることを期待した。

### (2) 文部科学省への要望・意見具申

- ① 平成15年6月9日付で、答申後、法制化を前提に「法制化にあたり要望したい事項」「改正教育基本法作成上の基本的な考え方」「改正教育基本法」を提出した。
- ② 平成15年6月9日付で、「教育基本法(案)」と表題を変更し、条文の一部(家庭・学校・地域の連携と高等教育を追加)を変更して提出した。

## 2. 全連退の要望・意見から見た新教育基本法

### (1) 全連退の要望・意見が生かされていると考えられる記述

「日本の伝統・文化の尊重」「国際社会への貢献」「生涯学習」「自然の愛護・環境の保全・生命の尊重」「知・徳・体の調和のある教育」「家庭の教育力の重視」の条文。「道徳性を高め」も「公共の精神を尊び」「道徳心を培う」等で表現されている。

### (2) 全連退の要望・意見のあらましが取り入れられた記述

「国を愛し」が、新法では「我が国と郷土を愛するとともに」と並列表現になっている。

### (3) 盛り込まれなかった全連退の主張する文言

生命・人格・人権尊重・人間愛等の根底を貫く「人間尊重の精神」の文言がない。

また、人間の力を超えたものに対する「畏敬の念を尊ぶ」と、それに深く関わりを持つ「宗教的情操の涵養」が盛り込まれていない。

「国及び地方公共団体は良好な教育環境の形成に努めなければならない」として社会環境の悪化への警鐘を訴えたが、それが盛り込まれていない。

教育指針を具体的なものとした「教育憲章」の制定も盛り込まれなかった。

※ 以上の問題は、今後は関係法令改正等での実現を目指して、その行方を見定めたい。

## 3. 教育基本法の成立について

平成18年12月15日可決、同月22日公布・施行された新教育基本法は、様々な考え方のある今日、改正できたことをよしとしなければならない。

(委員) 織井 道雄 瀧澤 利夫 西倉 正 廣瀬 久

# 総務部の活動

部長 戸張敦雄

## 1. 定期総会及び理事会、副会長会、事務局長会、常任理事会等各種会合の企画・運営・司会を行った。

(1) 平成18年度の「目標」(案)を作成し、総会で承認を得た。前文省略、以下要旨。

- ①中央省庁、中教審等への要望、意見具申、提案に努める。
- ②「教育の日」の拡充に努め、その内容に「教育憲章」を活用する。
- ③叙勲枠の拡大、共済年金の職域年金部分の維持、年金給付額の減への対応等の要望に努める。
- ④家庭の教育力の向上を目指した具体策を求め、調査、研究、協議を重ね、提案等に努める。
- ⑤生涯学習に参加し、充実した生活や活動を体験するための支援策並びに情報の提供に努める。
- ⑥地方分権化に伴う教育上の影響について、調査資料等を基に意見具申に努める。
- ⑦出版事業をはじめ、研修に関する事業等の企画・実行に尽力する。
- ⑧組織の強化と活性化に努めるとともに、財政の健全化を図る。

(2) 平成18年度の「宣言・決議」(案)を作成し、総会で議決された。(宣言文略)

- ・教育基本法の早期改正を求めるとともに、義務教育費国庫負担割合の復元に努め、義務教育の充実を図る。
- ・「教育の日」の実施に当たり、その内容の充実に「教育憲章」を活用する。
- ・家庭教育の在り方を探究し、その提示・浸透策等の研究と、その実践に努める。
- ・共済年金制度を堅持し、会員の福祉の向上に努める。
- ・組織の活性化に努め、財政の健全化を図る。

(3) 定期総会、理事会、副会長会、事務局長会の開催。

平成18年6月8日 理事会。 9日 定期総会開催。

平成18年8月1、2日 副会長会開催。 2日 文部科学省訪問。

平成18年10月3日 事務局長会開催。

## 2. 文部科学省へ「要望書」を提出、初中局長との懇談会の開催。

(1) 平成18年8月2日 文部科学省を訪問。同大臣宛て下記の「要望書」を提出し、布村審議官と意見交換した。

### I 教育上の諸課題解決に関する要望

1. 主体性のある日本国民の育成を期した「教育基本法改正案」を速やかに成立されたい。
2. 「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」としての「教育の日」

が、全国の過半数の都道府県で制定されている。この際、国としても「教育の日」制定に尽力されたい。

3. 義務教育費全額国庫負担を指向し、まずは、国庫負担率を二分の一に復元されたい。
4. 人材確保法を維持しつつ、教員を一律に優遇する現行給与体系を見直されたい。
5. 教育に関する諸施策の企画や実施に当たっては、校団長会の意見を尊重されたい。

## II 学校教育の振興に関する要望

1. 学校における「豊かな心の育成の充実」は、喫緊の課題である。そのため、各学校に「道徳（倫理）主任」の必置を要望する。
2. 学習指導要領の改訂に当たっては、教科・領域の再編も含め、基礎学力の充実、豊かな心や創造性の育成を明確にされたい。
3. 教員免許は、一定の国家試験に合格した者に授与する仕組みを構築されたい。

## III 退職校団長の登用及び叙勲に関する要望

1. 義務教育の更なる充実のため、文部科学省の設置する審議会や研究協力者会議等の構成員に、退職校団長を積極的に登用されたい。
2. 春秋叙勲に当たり、義務教育関係者やそれに準ずる者に対し、特に叙勲ランク（叙勲の種類）並びに叙勲者数の増に十分考慮されたい。
3. 年金支給年令の繰り上げに伴い、六十五歳までの再任用・再雇用にかかわる制度の全国的な早期実現・充実に一層努力されたい。

(2) 平成19年1月18日、文部科学省初等中等教育局長、銭谷眞美氏と全連退部長・委員長との懇談会を開催し、同局長の講話と質疑応答をした。その内容は、

- ・教育基本法改正の要点と関連法規の見直しとその順序。
- ・学習指導要領改善について、その時期と改善のポイント。
- ・いじめ問題。高校未履修問題。
- ・教育再生会議について等である。

3. 平成19年1月17日 教育再生会議 座長 宛てに要望書を送付した。

「『教育の日』の活用とその制定推進について」の要望書を全連退の「教育の日」制定趣意書、「教育の日」制定状況調査、平成18年8月文部科学大臣宛要望書を資料として添付し、送付した。

4. 平成18年8月2日 総務省、厚生労働省、財務省を訪問、同大臣宛、年金問題・税負担等を中心とした要望書を提出。担当課長等と意見交換した。

5. 会則第10条による特別委員会の設置。（内容別掲）

平成18年11月6日 高校問題研究委員会を常任理事会の議を経て設置。

平成18年12月14日 「会旗」制定委員会を常任理事会の議を経て設置。

部 員 廣 瀬 久（部長） 角 田 男（群馬） 木 山 高 美

# 教育振興対策部の活動

教育振興対策部長 入子 祐三

## 本年度の活動の概要

- (1) 「地方分権化に伴う教育上の影響に関する調査」の実施・報告。
- (2) 独自の「教育憲章」を作成している。ひたちなか市教育委員会の視察・報告。  
全連退の「教育憲章」の普及啓発活動。
- (3) 家庭の教育力の回復・向上を目指す教育指針の作成

## 1. 『地方分権化に伴う教育上の影響に関する調査』の報告 <調査回収41/47都道府県>

**設問1 各都道府県の平成17年度と18年度の予算総額に対する教育費の割合とその増減状況について。** <回答率 41/47×100%>

- ・平成17年度と18年度との予算総額の増減状況は、殆んど横這いで変化が見られない。
- ・平成18年度の各都道府県予算総額に対する教育費の割合を、各都道府県で比較したところ教育費の割合が県予算の32%から18%までの違いが見られる。各都道府県の財政事情や首長・議会の考え方の違いによって差が生じていると思われる。平均を調べた結果、22.9%である。
- ・増加した県の理由をみると、県独自の重点施策によるもので安全対策費・防災設備費などによるものである。逆に減少している県を見ると前年の重点事業が終り元の予算額に戻ったとの報告であった。
- ・今回の調査では、地方分権化によると思われる際立った影響がみられなかったが、地方分権化の進行につれ教育再生に向けてどのような影響が出てくるか注視していきたい。

**設問2 各都道府県で比較的財政の豊かな(A)市町の平成17年度と18年度の予算総額に対する教育費の割合とその増減状況について。** <回答率 37/47×100%>

**設問3 比較的財政の厳しい(B)市町の平成17年度と18年度の予算総額に対する教育費の割合とその増減状況について。** <回答率 34/47×100%>

- ・設問1の調査と同様A市・町、B市・町とも平成17年度と18年度との教育費の増減の状況は殆んど変化が見られない。市町の教育予算規模の大きさや重点施策の違いがあつて単純な比較が出来ない。何年かの経過観察が必要であるので注視したい。
- ・平成18年度の(A)・(B)市・町に於ける教育費の割合を比較してみたところ、比較的財政の豊かなA市・町の教育費の割合は、市・町予算の25%から5.7%までの開きがみられた。平均をみると11.8%である。住民一人当たりの教育費を算出し比較して見ると10.6万円から2.3万円まで約5倍の違いである。平均額は4.4万円である。
- ・比較的財政の厳しいB市・町の教育費の割合は、市・町予算の27%から5.8%までの開きであった。平均を算出して見ると、10.3%である。住民一人当たりの教育費を算出し比較して見ると12万円から1.2万円まで約10倍の格差である。平均額は4.1万円である。
- ・地方分権化が進むにつれて、首長の教育に対する考え方や教育委員会の力によって、地域間の教育格差が大きくなると思われるので今後の動向に注目したい。



#### 設問 4 総額裁量制による予算等について

地方分権が進み、総額裁量制によって、諸経費が削減されたり、打ち切られたりすると思われる費目について、貴県の実態から問題と思われる点をあげてください。

##### (1) 総額裁量制について

「総額裁量制は義務教育職員の人件費について弾力的活用を図ることを目的として導入された制度であり、これにより図書購入費などの諸経費に影響を及ぼしていることはない」と県教委よりの回答が得られたという報告が多くの都道府県から寄せられた。

一方、財政事情を勘案すると現行国庫負担率二分の一の制度は堅持される必要があるという意見が多く寄せられた。また教育諸経費の削減傾向について次にあげるような懸念が寄せられた。

##### (2) 都道府県の実態から諸経費が削減されたり、打ち切られたりすると思われる費目について

###### ① 図書購入費について

- ・読書量や読解力の不足ということで、この費用は比較的予算化されているが、蔵書数との関係、財政難等から減額されてくる感がある。
- ・学力の基底、国語力、特に読解力不足が言われる。予算削減のために図書館の民営化が囁かれる現実、読書離れの克服と我慢・忍耐が大切。
- ・交付税による予算配分では、交付税総額が減少しているため予算確保が困難である。

###### ② 教育環境整備費について

- ・財政困難ということで今後も減額されると思われる。
- ・情報教育機器の整備状況を見ると、市町村により大きな偏りがあり、県全体の整備率は低い。また、校舎の耐震化もまだ進んでいない市町村もあり、教育環境整備はますます市町村による差異が大きくなることが懸念される。
- ・耐震化工事、大規模改造工事は高額なためなかなか事業が進まない。

###### ③ 安全対策費について

- ・市町村の財政状況によって最優先されるべき耐震診断・安全対策等が削減またはカットされているのは大きな課題である。
- ・現在、防犯カメラ等を設置したり、衛星を利用した電子機器による児童生徒の防犯システムを構築するなど、学校の安全対策のための整備が充実している市町村と、十分でない市町村の差があり、今後その差異は拡大することが懸念される。

###### ④ 研修費について

- ・教員研修派遣の人数が打ち切られたり大幅削減されている。
- ・教職員の資質向上及び児童生徒の研究意欲の高揚に資するための事業の削減。
- ・法定研修については、かつては補助金制度であったが、現在は一般財源化されている。県が実施する教員研修については、県内一律に公平に実施することが出来るが、市町村単位で実施する研修については内容の質、量ともに差異が生じる
- ・研修旅費はもとより、引率旅費の確保も困難になりつつある。

**設問5 地方分権化や規制緩和による「教育特区」など、義務教育の根幹である ①機会均等 ②水準確保 ③無償制がゆらぎ「教育の在り方」に格差が生じてきているように思います。貴県内における具体的な事例や課題がありましたら紹介してください。**

**(1) 自由記述された具体的な事例**

- ・小学校において英語学習が行われている。(的外れな制度との見方や財政難への懸念の声がある)
- ・財政力のある市町村は、独自に教員を任用し、少人数学級や少人数指導が行われるなど市町村による格差が生じている。
- ・市町村によって、学習補助教材等無償範囲が異なっている。
- ・小中・中高一貫校や私立の小中学校の増加に伴い、通学区域の自由化、学校選択による格差が生じている。また、地域との連携が希薄化している。
- ・家庭の財政力により、教育を受ける機会均等が揺らいでいる。
- ・市町村合併による学校統廃合が進む中、遠距離通学など、子どもの心身の負担が増えている。
- ・教員の昇級に対し、人事評価を導入しようとしている。(現場秩序の維持に対する懸念)

**(2) 見直しが必要と思われる課題**

- ・中核都市への人事権が移譲された場合は、教職員の質・量において、山間僻地などに偏りが生じ、教育水準確保に対する影響が必至。
- ・教育公務員の給与の低下による人材不足、意欲喪失。
- ・地方分権化や規制緩和による教育特区、市区町村費負担の増加などにより、厳しい財政運営を強いられ、義務教育の根幹である原則が揺さぶられている。

**設問6 義務教育の中心的な担い手は学校である。市区町村が義務教育の実施主体として、より大きな権限と責任を担うシステムに改革する必要があると言われます。この点について貴県内の問題点を述べてください。**

自由記述で寄せられた問題点を、三つの視点で整理した。

**(1) 校長の人事・予算など関する裁量権の問題**

- ・地区教委が独自に教員採用を行う試みがみなされている。広域人事、教員配置の面で将来支障が出てくる恐れがある。
- ・勤務評定に加えて学校評価制度など、人事管理面のみ厳しくなっている。
- ・校長の権限、市町村教委の権限の拡大、弾力化は必要。最近、管理規則の見直しが進んでいる傾向は好ましい。
- ・校長の人事、予算などに関する裁量権が余りにも小さい。これを拡充していく方向が望まれる。
- ・校長が理想とする教育の実施を可能にするためには、校長の裁量権の拡大が欠かせない。

## (2) 市町村の財政・教育格差の問題

- ・自治体により財政力やスタッフに大きな差が見られる状況であり、それぞれの責任でといっても困難な面が多くある。
- ・町村が教育の実施主体として大きな権限と責任を担うシステムには賛成であるが、人事面、施設設備面で格差の生じない配慮が必要である。
- ・義務教育は県が権限責任をもつべきである。市町村に権限が委譲されると大きい市と小さい町村で格差が生じ、教育上支障をきたす。
- ・市町村は財政的に疲弊している。特に小自治体にとっては教育行政上大きな権限よりも、現状の国による財政的支援体制の維持が必要である。
- ・各市町村に教育格差が生じる危険性を感じる。

## (3) 国、地方教委・学校の責任役割分担の問題

- ・国、地方教委・学校の責任、役割分担を明確にすべきである。必ずしも市町村の権限と責任を大きくすべきとは思わない。
- ・県教委が何か先進的な取り組みをしようとして無理し過ぎる。教育現場の実態を配慮しない制度によって、教職員は余裕がなくなっている。
- ・主に町村において大きな権限を担うだけのスタッフが不足している。
- ・各市町村が義務教育の実施主体としてより大きな権限と責任を担うためには、市町村教委の相応の力量（企画力・指導力）が必要である。しかし、指導主事の配置など、甚だしい格差が生じている。自治体に一律に責任を負わすことはできない。
- ・経済面でわずかな優遇措置もなくなろうとしている。今の教員給与は職務の実態からも決して高くは無い、むしろ安すぎる。

## ◎調査を終えて…まとめ

- (1) 調査にご協力頂きました。各都道府県事務局の皆さんに御礼を申し上げます。ご報告頂いた細かなデータが十分生かせなかったことをお詫びいたします。調査の設問に当たって慎重に吟味・検討する必要を感じました。
- (2) 今回の調査の大半が自由記述でご意見を伺いました。集計読みとりが難しく折角の記述が生かせなかった点残念でした。読み取り方によっては対立する意見や、矛盾する意見が出てきて整理に困りました。何とかご意見が会員の皆さんに届けられるように努力しましたので読み取って欲しいと思います。
- (3) 今回の調査データからは、地方分権化に伴う教育上の影響は読み取れなかったが、「各都道府県の退職校長会の活動の啓発になった。」という意見や「この調査は3～5年後に生かせる貴重なデータになる」と評価して頂きました。
- (4) 調査結果を数値表で報告する必要を感じていましたが、事務局長会で資料をお届けしていますので割愛させて頂きました。詳細データや自由記述の生の声が必要な方は、事務局へ配布した資料をご覧ください。

## 2. ひたちなか市が制定した「教育の日憲章」と全連退の「教育憲章」

全連退の「教育憲章」提言発表に前後して自治体独自で制定している都市を訪問し、作成の経緯を取材し紹介する活動をしている。

教育の日制定の促進に合わせて、全連退の「教育憲章」の活用・普及が図れればと考えている。

そこで本年度は、ひたちなか市教育委員会（山野邊教育長）を訪ね、情報を得ることにした。併せて、全連退作成の「教育憲章」に対する意見・感想を聴取した。

ひたちなか市は、教育長を先頭に、教育次長、生涯学習課長、指導室長が、それぞれの担当分野で憲章を意識し、綿密且つ精力的に施策・事業を作成していると、説明をいただいた。

『自己を高め、明るく豊かな生活が営めるよう、毎月第一土曜日を教育の日と定め、ふれあい、響きあい、磨きあいながら、共に伸びる教育をめざしている。』と伺った。

### ひたちなか市教育の日憲章

#### 1. あたたかい家庭をめざして

家庭だんらんの機会を多く持ち、子どもの自主性、個性を育てます。

家族間でいっち協力して、子育てにあたります。

#### 1. あかるい地域をめざして

子どもは地域の宝、温かく成長を見守ります。

子どものために、よりよい環境をつくります。

#### 1. たのしい学校をめざして

ゆとりある教育をめざし、豊かな心を育みます。

未来にむかって、創意に満ちた学校経営に努めます。

平成10年12月21日 制定

#### (1) 作成の経緯と衆知・協力について

平成8～9年、少年の非行化が進み対応が求められ、家庭・地域の教育力の低下が原因ではないかと論議された『市民挙げて教育を考える日を施行する』提案が取りあげられた。条例化を考えたが、条例・規則とすると押しつけがましい印象を与えるものになるので、「市民憲章」を基に「教育の日憲章」とした。

憲章の衆知・浸透は、校長園長会・市議会・地域自治会・組織の代表者会等で説明し協力を求めた。「憲章」に基づく諸施策の具現化された事例の発表会を開催し、事業に対する理解・協力を広めて行った。

#### (2) 全連退の「教育憲章」(案)に対する教育委員会の意見

全連退の「教育憲章」は、理念・思想を示すという性格のもので、それを具体化したものが当市の「教育の日憲章」であると思っている。体系的に考えれば「日本国憲法」→「教育基本法」→全連退の「教育憲章」→各地方自治体の「教育憲章」→各学校の「教育目標」という流れになる旨述べられた。

全連退としては、各自治体で教育の日制定に併せて、全連退の「教育憲章」の活用が図られればと思う。また各学校の教育目標の作成に生かされればと願っている。

### 3. 「家庭の教育力向上のための指針」（仮称）作成について

#### (1) 平成17年度～18年度前半期の経過

前年度（17年度）の教育憲章（案）の普及促進活動の継続の一環として、従来の学校・教育行政機関を対象とした活動に加え、家庭（保護者・地域）向けを想定した方向性の研究が進められた。そこで、「教育憲章（案）」の理念・内容を“分かり易く、覚え易い”表現を示すことを骨子とし、各部員がそれぞれに文案を作成・提出して検討を重ねてきた。しかし、18年度前半期（7月末）においては、十分な内容の成案には到達できなかった。

#### (2) 平成18年度後半期の経過

前半期の研究においては、「家庭教育の退廃～崩壊」の現況・原因や「家庭教育の本来担うべき（担ってきた）内容・役割」などの認識を十分に蓄積することなく、視野の狭さがあったのではないかという基本的な反省に立ち、「家庭」「家庭教育」の原点を見直す方向で、さまざまな資料を提供し合い、内容を精査する段階に入っている。

<資料例> ○全連退中教審対策委員会編「家庭教育力の充実のために」（H.10版）

○文部省編「家庭教育手帳」○東京都編「心の東京革命プラン」（H.12版）

○他に有識者や教育研究関係団体などの「家庭・家庭教育への提言」

○更に「改正教育基本法—家庭教育」（第10条1項）の内容研究も必要。等

以上の経過を踏まえ、新たな発想と手法により、「教育憲章（案）」の理念に基づく「家庭教育力向上指針（案）」の策定に向けて、平成19年度の活動を始動したい。

### 4. 活動のまとめと今後の課題

- (1) 教育の責任が問われるような事件が次々に発生する中で、「家庭の教育力や地域の教育力が問題である」との指摘が多くなされた。今年度から活動の重点にしていた課題だけにその重要性を痛感する。今年度は、「家庭の教育力向上のための指針」（仮称）の作成をどう進めるかについて基本的な討論を行った。次年度は具体的な内容への取り組みを進めたい。
- (2) 「改正教育基本法」が成立したことを受けて、近々関係諸法規の改正案が示されるものと思われる。かねてより全連退が提案している教育の日の設定に併せて「教育憲章」を制定する動きが活発に起こることを期待したい。そしてよりよい地方分権化が進められて、各自治体の特色を生かした教育の充実振興が図られればと思う。
- (3) 教育再生会議の動きを踏まえ、家庭・地方・学校の教育力の向上策や教師の資質能力向上策などについて、教職経験を生かした提言をし、支援していきたい。また地教委の在り方や人材確保についての意見具申などもしていきたい。
- (4) 先進的な活動をしている地教委を訪問、種々意見を伺う活動を継続し、全連退「教育憲章」の普及に努めたい。

副部長 今井 満（長野県）

部員 荻原 武雄 加藤 正喜 我謝 みどり 清水 廣泰

柳 瀬 修

# 「教育の日」の拡充を目指して

「教育の日」推進委員会委員長 富山 保

## 「教育の日」制定推進の状況

平成10年以来「教育尊重の機運を高揚し、国民挙って教育の大切さを考える日」として全国的な「教育の日」の制定と活動の展開をしているが、各都道府県退職校長会を中心としたご努力により、拡充・浸透の一途を辿っており、謝意を表したい。

現在（平成18年12月）、「教育の日」（週間、月間）の制定は、26都道府県にのぼり、本年度は北海道、滋賀県、和歌山県（きのくに学びの日）の1道2県で制定された。

また、独自に「教育の日」を制定している市町村は、20都道府県下の46市町村・1支庁2地区と拡充している。

① 「教育の日」が制定されているところの活動をみると、中央での大会より各地区（市町村や各支部等）ごとに多彩な活動を展開している。また、中央大会を県内の主な市をリレー方式で開催している県もある。いずれにせよ、制定されている都道府県では、「教育の日」を地域に根付かせ、地域住民が参加するものへと活動を推進している。

なお、推進活動の過程で全連退の「教育憲章」（前文と9項目）も活用していただきたい。例えば、大会テーマの設定や9項目の部分利用も考えられよう。

② 「教育の日」の未制定府県においても、制定に向けて種々ご苦勞を重ねられているのが現状である。制定にこぎつけるまでの隘路としては、主たるものとして・県教委の理解がなかなか得られない。・家庭の日、少年の日その他類似事業との調整。・運動を進めるための組織や運営などが挙げられるが、府県の諸事情によってそれぞれ異なっている。

また、県議会に請願上程している県や制定に向けて第一歩を踏み出した県もある。そのため、制定運動の推進に少しでも役立てばとの願いから10月に資料を送付した。制定運動が緒についたら困難点を一つ一つ克服しながら粘り強く（空白期間を置かず）進めていってほしいと願っている。

③ 独自に市町村単位で「教育の日」を制定したり、また町村合併等によって消滅したりしたところもあるが、全体的にみて、「教育の日」にかかわる事業等に参画する地域住民の総数は増加していると推察している。

④ 他の関係機関・団体との連携

「教育の日」推進委員会では、本年度他の関係機関・団体との連携を積極的に行った。全日中、全連小のそれぞれの理事会において、「教育の日」の制定推進について協力依頼した。（平成19年1月、2月）

また、文部科学大臣に「教育の日」が全国の過半数の都道府県で制定されている現在、国として、その制定を図られたい旨要望した。（平成18年8月2日）

さらに、教育再生会議座長宛に、全連退が推進している「教育の日」の制定とその制定推進について要望した。（平成19年1月17日）

最後に、各地での推進活動のポスター、パンフレット等の資料を事務局に寄せていただいたので、これをどう活用（共有）するか、検討しているところである。

# 「滋賀 教育の日」盛大に開催

## 滋賀県退職校長さざなみ会

滋賀県では、11月1日を「教育の日」とし、その日を含む1か月程度を「滋賀県教育月間」とするという要綱が定められました。

県民がこぞって「しがの教育」について考える気運を高め、一人ひとりがそれぞれの立場で、それぞれの場所で教育に参加し、ともに支えあい教育の推進を図る。

このような目的で「滋賀 教育の日」を設けることになりました。

いままで滋賀県では、毎月の第3日曜日を家庭の日として、家族がふれあうサンデーを設けたり、青少年育成県（市）民会議においても、子どもたちの人間性や社会性を豊かにはぐくむために、地域社会が一丸となって取り組んできた下地がありました。

そこへ全連退と教育会とが再三にわたって県教育長にお願いをし続けてきました。

教育長も全国の動きを察知されて、事務局へ指示して頂き、18年度より始めることになりました。



「滋賀 教育の日」制定記念フォーラムは、びわ湖ホールで盛大に開催されました。

開会の挨拶には県教育長が、パネルディスカッションの司会はびわ湖放送のアナウンサーが、パネラーには県知事、滋賀大教授、NPOの代表らが参加して、「子どもの育ちにどうかわるか。」について、話し合いを行いました。

午後の活動発表には、幼・小・中・高校生の合唱や劇・ダンス、さらに写真のような「紫香楽太鼓」も披露されました。その日の様子は、びわ湖放送で2回にわたって放映され、県民へのPRに役立てられました。

地方段階でも数え切れない位沢山の事業が開催されています。

早い時期に配布された県のパンフレットが功を奏したのだと思われます。

○地域で子どもをはぐくもう ○学校へ行こう ○県民こぞって教育に参加しよう

これにあおられ、学校では講演会や授業参観、文化祭など、さらに各地教委では青少年育成大会を教育の日の行事として協賛され、すばらしい盛り上がりを見ることができて、この上もない喜びでした。

今後も継続してやっていこうと思うと、県におんぶするのではなく、私たちの手で成し遂げねばなりません。先進県のご指導も得ながら「滋賀教育の日推進協議会」の設立に向けて、全力を尽くしてがんばりたいと思っています。（会長 遠藤 繁雄）



紫 香 楽 太 鼓

道民がみんなで育てる未来の宝

# 「北海道 教育の日」 制定大会を終えて



## 北海道退職校長会制定推進協議会



18年11月1日、「北海道教育の日」制定推進協議会（参加構成団体35）教育行政関係者一般道民400名の出席を得て、制定を宣言することができた。

### 1. 制定推進協議会設立の目的及び趣旨

次代を担う子どもたちの教育は学校、家庭、地域、行政がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに連携を強めて営まれることが大切である。低下している教育力の回復

を図るとともに「北海道の子どもたちは、全道民の手で育てていく」という思いをもって語り合い行動する契機となる日として毎年11月1日を「北海道教育の日」とすることを目指す。

### 2. 制定推進協議会設立準備委員会の活動

この運動の目的と趣意の理解を深めるため北海道教育振興会、日本教育会北海道支部及び北海道退職校長会の三者が協力し、推進協議会設立のための準備委員会を組織し、民間主導で、推進のための諸活動を15年9月に開始した。参加要請、運動の周知啓発に力点をおき歩みはじめたが、教育行政機関の支援も得て、17年11月21日「北海道教育の日」制定推進協議会が設立された。参加団体35で構成され全道的な広がりをもつ組織ができあがった。

### 3. 制定推進協議会の活動方針

- (1) 平成18年11月1日を「北海道教育の日」と定め、この運動を象徴する日とする。
- (2) この運動の目的達成のため周知、啓発、普及に努める。
- (3) 全道的な広がりを目指し、各地域にしっかりと根をはり、厳しくも豊かな大自然の中で先人が築きあげてきた素晴らしい文化と伝統、おおらかな心、人にやさしく共に力を合わせて生きぬく力、郷土を愛する心など北海道の財産をあとあとまで伝えていくことに努める。
- (4) 参加構成団体の連携強化、更なる拡充をめざす。
- (5) 「北海道教育の日」の制定の実効性が高まるよう。学校、地域等の実情に応じて事業案を「教育の日」にできるだけ集約し実施する。
- (6) 事業等の既存・新規の別は問わないが、運動の趣旨にふさわしいものにする。

### 4. 今後の課題

各団体の事情で協議会は年度末まで現在そのまま継続をすることとなっているが、協議会のあり方、事務局の編成等未だ解決すべき課題が予想される。（会長 井口 健彦）



# 「まえばし 教育の日」制定について

群馬県退職校長会前橋支部

## 制定までの経緯

平成16年3月1日、市長の初登庁式の折に八木原県会長が市長に「教育の日」制定を要望し市長は快諾した。4月20日、八木原県会長、角田県副会長、廣瀬前橋支部長が市長及び市教育長に「教育の日」についての提言書を提出した。6月4日、7月13日、8月24日に支部長、副支部長が八木原県会長、角田県副会長の支援を受けて市教育長に「教育の日」制定について要望し、校長会に協力を依頼した。その結果、平成17年8月2日に八木原県会長と廣瀬前橋支部長が市教委指導部長から「まえばし教育の日」制定の計画について説明を聞く機会が設けられ意見を述べた。9月6日には、教育長から15名の検討委員が委嘱されて、第1回「まえばし教育の日」検討委員会が開かれ、長時間をかけて検討・審議の結果、全会一致で制定に賛成した。

前橋市教育委員会は、平成17年9月27日の教育委員会で「まえばし教育の日」を定める教育委員会規則を制定し、9月29日に公布した。(後掲)

これを受けて前橋市教育委員会事務局は、「11月1日—みんなで見よう、聞こう、考えよう—まえばし教育の日」というリーフレットを5万枚作成し、幼・小・中・高・養の保護者全員、公民館等の関係機関や自治会等に配布し、一般市民に広く理解・協力を求めた。

さらに、市の広報誌「広報まえばし」10月15日号、11月15日号に「まえばし教育の日」の事業を掲載し、市民へ周知を図った。

また、10月16日からの1か月は「まえばし教育期間」とし、これまで学校や教育関係の機関・団体及び市民等が個々に実施してきた事業に「まえばし教育の日の事業」と明記し、教育の日関連事業であることを示すことにした。

## まえばし教育の日の事業

第1回の「まえばし教育の日」である平成17年11月1日には、「まえばし教育の日制定記念講演会」を前橋市総合福祉会館で実施した。講師には、前橋市出身の画家で、前橋文学館スーパーバイザー 修氏を招き「青猫・こどもの世界」と題する講演を聞いた。

第2回「まえばし教育の日記念講演会」は平成18年11月1日に市民文化会館で実施した。講師には東北大学教授・川島隆太氏を招き「心を育むことと脳の発達に関連について」と題する講演を聞いた。

「まえばし教育の日及び関連事業」への参加者は17年度が117,000名、18年度が129,000名だった。

### 前橋市教育委員会規則第15号 まえばし教育の日を定める規則 平成17年9月29日公布

(趣旨)

第一条 市民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、家庭、学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を進め、もって本市教育の充実と発展を図るため、まえばし教育の日を設ける。

(まえばし教育の日)

第二条 まえばし教育の日は、11月1日とする。

(まえばし教育の日の事業)

第三条 前橋市教育委員会は、学校、教育に関係する機関及び団体並びに市民等の協力を得て、第一条の趣旨に沿った事業を実施する。

2 前項の事業は、10月16日から11月15日までの間に実施するものとする。

(その他)

第四条 この規則に定めるもののほか、まえばし教育の日に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 「ちっこ教育の日」の取り組みについて

福岡県筑後市退職小学校長会

市民のすべてが生涯にわたって学び続け、自己実現を図り、郷土の自然や文化を生かしながら、よりよい社会の形成者としての自覚を高め、地域での連携を深めていくことが望まれている。そこで、市民の間に教育尊重、教育振興の世論を喚起し、市民自らが生涯学習への参加を促し、心豊かに生き抜く子どもが育つ教育風土の醸成を図ることを目的に「ちっこ教育の日」を制定するものである。（「ちっこ」とは、この土地で筑後のことをそのように呼び親しんできた。）

## 1. 「ちっこ教育の日」推進大会の開催

(1) 11月第一日曜日 本年は11月5日（日）午後1時30分～

(2) 11月を「ちっこ教育月間」とする

(3) 「ちっこ教育の日」を定める規定の承認

(4) 「ちっこ教育の日」推進委員会設置要綱の制定

①組織（下記団体の代表者から組織する）

- ・青少年市民育成会議
- ・市PTA連合会
- ・筑後青年会議所
- ・中央公民館
- ・社会教育委員
- ・小中学校
- ・幼稚園
- ・保育所
- ・JA筑後地区センター
- ・教育委員会

②事務局 学校教育課

(5) 本年度の取り組み

①青少年健全育成のための意見発表会（全体会）

- ・小学生の部
  - ・中学生の部
- ※各学校から1名の代表者による意見発表

②講演会

- ・講師 九州大谷短期大学 幼児教育学科教授 山田真理子氏
- ・演題 『子どもたちをメディア漬けにしていますか？』

③各学校での取り組み 11月の月間に行う

※主な取り組み

- ・授業公開
- ・親睦会
- ・講演会
- ・ミニ運動会
- ・修学旅行報告会
- ・ちびっ子相撲大会
- ・校区福祉会主催グランドゴルフ大会
- ・バザー
- ・全校集会での意見発表
- ・本の読み聞かせ等

④筑後市PTA連合会の取り組み

- ・「ちっこ家庭教育宣言」について
- ※平成18年夏季休業中に以下の取り組みを実施  
「早寝早起き朝ごはん」 「ノーテレビデー」
- ※この取り組みの様子についての発表

## 2. 退職校長会としての取り組み

退職校長会として参加や取り組みについてPRを重ねたが、残念ながら参加者はあまり多くなかった。どのように広げていくかが今後の課題である。

# 「教育の日」の制定状況（平成18年12月）

—26都道県、31市12町3村・1支庁2地区—

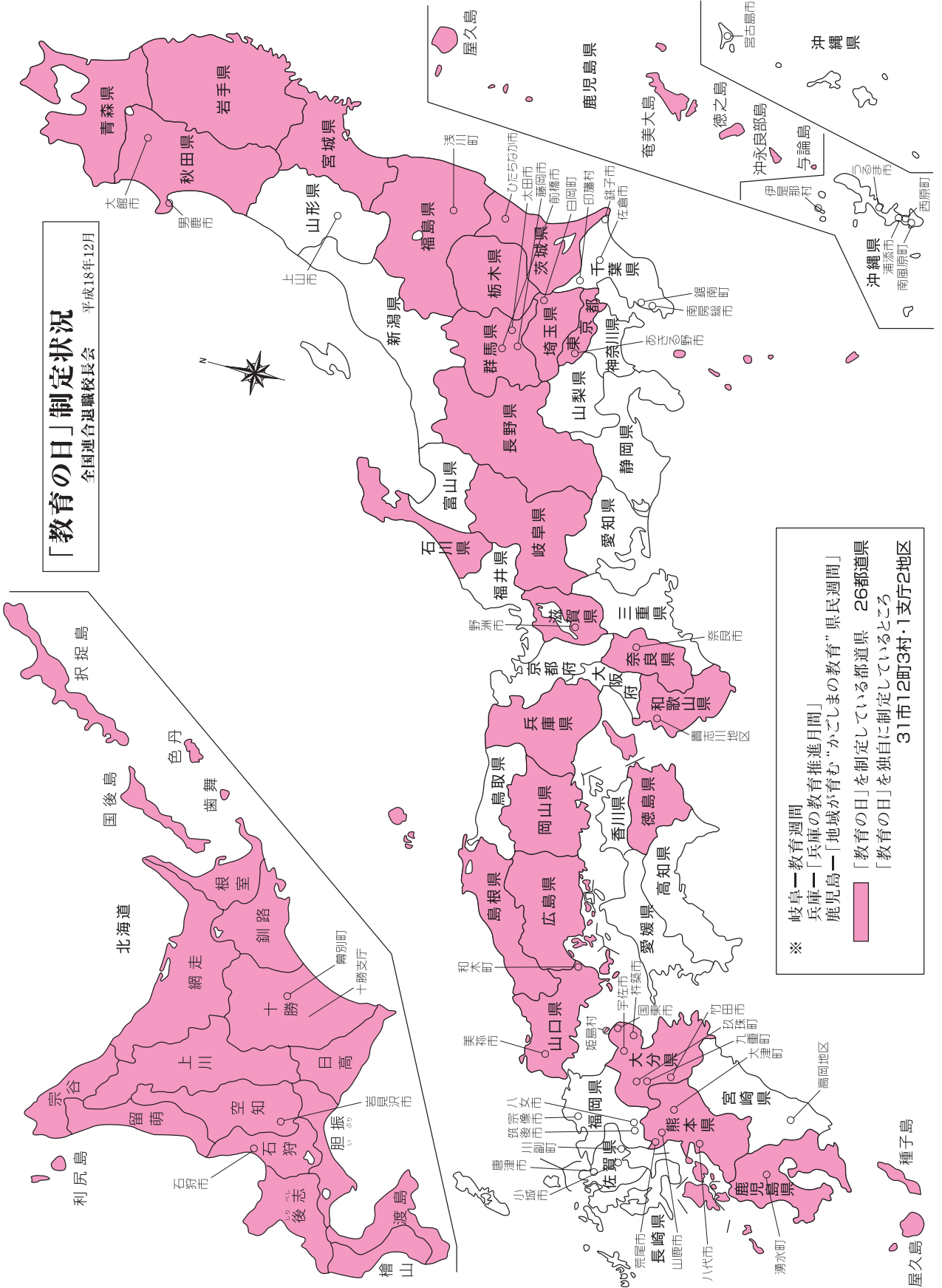
- 北海道地区 北海道（平18）  
（北海道）岩見沢市 石狩市 幕別町<sup>ちよう</sup> 十勝支庁
- 東北地区 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 福島県  
（秋田県）男鹿市 大館市<sup>だて</sup>  
（山形県）上山市  
（福島県）浅川町<sup>まち</sup>
- 関東甲信越地区 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 長野県  
（茨城県）ひたちなか市  
（群馬県）太田市 前橋市 藤岡市  
（埼玉県）白岡町<sup>しらおかまち</sup>  
（千葉県）銚子市 佐倉市 南房総市<sup>きよなんちよう</sup> 鋸南町<sup>いんぼむら</sup> 印旛村  
（東京都）あきる野市
- 東海北陸地区 石川県 岐阜県
- 近畿地区 滋賀県（平18） 兵庫県 奈良県 和歌山県（平18）  
（滋賀県）野洲市<sup>やす</sup>  
（奈良県）奈良市  
（和歌山県）紀の川市（貴志川地区）
- 中国地区 島根県 岡山県 広島県 山口県  
（山口県）美祢市<sup>みね</sup> 和木町<sup>わきちよう</sup>
- 四国地区 徳島県
- 九州地区 熊本県 大分県 鹿児島県  
（福岡県）八女市<sup>やめ</sup> 宗像市<sup>むなかた</sup> 筑後市<sup>ちくご</sup>  
（佐賀県）唐津市<sup>おぎ</sup> 小城市<sup>かわせえまち</sup> 川副町<sup>かわせえまち</sup>  
（熊本県）山鹿市<sup>やつしろ</sup> 八代市 荒尾市 大津町<sup>づまち</sup>  
（大分県）国東市<sup>くにさき</sup> 竹田市 宇佐市 杵築市<sup>きつき</sup> 玖珠町<sup>くすまち</sup> 九重町<sup>ここのえまち</sup>  
 姫島村<sup>しまむら</sup>  
（宮崎県）宮崎市（高岡地区）  
（鹿児島県）涌水町<sup>ゆうすいちょう</sup>  
（沖縄県）うるま市<sup>うるま</sup> 浦添市<sup>そえ</sup> 宮古島市<sup>みやこしま</sup> 西原町<sup>にしはら</sup> 南風原町<sup>なまかぜ</sup>  
 伊是那村<sup>いぜなそん</sup>

\*上記中、岐阜県は教育週間、兵庫県は「兵庫の教育推進月間」鹿児島県は「地域が育む“かごしまの教育”県民週間」と呼ぶ。

委員 石川 正美（埼玉県） 大野 幸男  
木内 昭（千葉県） 齋藤 昭次 村山 忠幸

# 「教育の日」制定状況

平成18年12月  
全国選合格校長会



※ 岐阜—教育週間  
兵庫—「兵庫の教育推進月間」  
鹿児島—「地域が育む“かごしまの教育”県民週間」

「教育の日」を制定している都道府県 26都道府県  
「教育の日」を独自に制定しているところ 31市12町3村・1支庁2地区

# 会員は生涯学習をどのように考えているか（続）

生涯学習推進部長 前田 徹

昨年度生涯学習に対する会員の意識と参加状況を調べるために、アンケートを作成して全国に配布し、1001名の回答を得た。9問の設問のうち3問（設問Ⅰ・Ⅱ・Ⅸ）については、その結果を昨年度の「年間活動・研究報告」で報告した。今年度は残りの6問（設問Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ）についての集計結果を考察し、以下に報告する。

## Ⅰ 生涯学習として実践している内容（設問Ⅲ）

設問Ⅲ－1 あなた自身は生涯学習として何かしていますか。

- ア している  
 イ 以前したことがあるが現在していない  
 ウ していない（したことがない）

回答の集計

選択肢	ア	イ	ウ	回答人数
選択数	830	72	41	943
%	88	8	4	

※ %の値は、回答人数に対する割合を示す。また、小数点以下を四捨五入している（以下各表同じ）。複数選択可の設問の場合、選択数の合計と回答人数とは一致しない。

設問Ⅲ－2 Ⅲ－1の ア（している——以下同じ）と イ（以前したことがあるが現在していない——以下同じ）に回答された方、次の何をしていますか。（複数選択可）

- ア 文芸的なこと シ 趣味的なこと  
 イ 美術工芸的なこと ス 自然科学的なこと  
 ウ 音楽的なこと セ 健康・スポーツ的なこと  
 エ 生活芸術的なこと ソ その他  
 オ 演劇・舞踊的なこと  
 カ 手芸・調理・服飾的なこと

回答の集計

選択肢	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
選択数	170	188	144	65	55	68	264	56
%	19	21	16	7	6	8	29	6
選択肢	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	回答人数
選択数	22	49	255	485	235	321	56	902
%	2	5	28	54	26	36	6	

◎「ソ その他」のおもな回答内容

- ① 地域の文化財・歴史の探究 ② 地域の美化活動 ③ 障害者の支援 など

### 《考察》

**実践の有無** 会員の88%が現在実践しており、また、8%が実践したことがある。この点は、性別、年齢別でもほぼ同じである。長い教職生活が終わり、「退職したら・・・したい」という思いが、96%という数値に表われている。以前したことがある会員を含めて現在していない12%については、本人や家族の健康状態に不安があり、実践できないので

はないかということが伺われる。

**実践している内容** 実践している生涯学習の内容は「シ 趣味的なこと」が性別、年齢別に関係なく最多であった。性別では、男性の「セ 健康・スポーツ的なこと」の36%、女性の「ア 文芸的なこと」の41%が第2位となっている。全体的に見ると、70歳以上では、「シ」「キ」「サ」「セ」の順に、女性では「シ」「ア」「セ」「ウ」の順になっている。

これに対して回答数は少なかったが、男性は飼育・栽培・観賞などの「ス 自然科学的なこと」、女性は「イ 美術工芸的なこと」、「ウ 音楽的なこと」、華道・茶道などの「エ 生活芸術的なこと」などが、比較的多いという特色もあった。

また、「コ 奉仕技術的なこと」「サ 教育的なこと」を学習している会員が合計で20%を超えていることは、地域に貢献したいという気持ちから発したのものとも考えられ、嬉しいことといえる。

## II 生涯学習を実践している方法（設問Ⅳ）

**設問Ⅳ** 設問Ⅲ－1でアとイを回答された方にお尋ねします。あなたはどのようなかたちでの生涯学習ですか。（複数選択可）

- ア 個人または同好者が集まって自主的に
- イ 自治体等の主催の講座等に参加して（通信教育を含む）
- ウ 民間主催の講座等に参加して（通信教育を含む）
- エ 放送大学の学生として
- オ ラジオやテレビの講座によって（放送大学を除く）
- カ 正規の教育機関の  
学生・生徒・聴講生  
として
- キ その他

### 回答の集計

選択肢	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	回答人数
選択数	724	306	191	14	77	38	53	874
%	83	35	22	2	9	4	6	

◎ 「キ その他」のおもな回答内容

- ① 老人クラブ
- ② 著名人の講演会
- ③ 図書を通しての自学自習 など

### 《考察》

最も多かったのは「ア 個人または同好者が・・・」であった。一人一人の自主的な実践が生涯学習の基本と考えれば、好ましいことである。次いで多かったのは、「イ 自治体等の主催の・・・」への参加で、会員が地域の活動に参加しようという気持ちが表われているものと考えられる。また、数は少ないが、放送大学や教育機関の学生となって、本格的な学習をする会員もいる。会員の居住地と開催場所との関係が隘路となっている場合もあると思うが、本格的な学習を目指すその意欲に敬服したい。

この設問の回答者数874に対して、機会の選択数の総計が1403、一人平均の選択数が1.6、しかも「ア」の選択数が724である。こうした数字からみて参加が可能な機会があれば参加するという意欲が十分に伺える。学習者として学ぶ意欲があれば、多種多様な学習の場を見つけることができる。自らが生涯学習への一歩を踏み出すことが大切なことと考えるものである

### III 生涯学習実践の成果の活用（設問V）

設問V 設問IIIの1でアとイを回答された方のお尋ねします。あなたは生涯学習の成果をどのように活用していますか。（複数選択可）

- ア 自分の人生がより豊かになるように  
 イ 自分の日常生活に生かす  
 ウ 自分の仕事や職業に生かす  
 エ ボランティア活動に生かしている  
 オ 資格の習得や検定の合格に生かしている  
 カ 地域のスポーツ活動や文化活動に生かしている  
 キ 学校教育の支援に生かしている  
 ク 家庭教育の支援に生かしている  
 ケ 活用していない  
 コ その他

回答の集計	選択肢	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	回答人数
	選択数	776	307	102	273	34	173	212	109	4	13	883
	%	84	35	12	31	4	20	24	12	1	2	

◎ 「コ その他」のおもな回答内容

- ① 自分の生き方に生かす——健康維持、生活に緊張感等  
 ② 社会に生かす——青少年教育  
 ③ 福祉活動 など

#### 《考察》

今回の調査は、会員が「どう考えているか」ではなく、「実際にどう活用しているか」である。成果の生かし方は男女とも「ア」「イ」「エ」の順である。「退職したら・・・したい」の思いから取り組んだ自分自身の楽しみ（生涯学習）が、「人生が豊かになり」「楽しみが日常生活に生き」、さらに地域住民として「ボランティア活動に生かせる」ことになる。これは、生涯学習の必要性を感じていない会員に対して生涯学習のメリットを知らせることにもなり、退職校長として生涯「範」となる生き方といえよう。

### IV 生涯学習の実践状況と今後の意思（設問VI）

設問VI 設問IIIの1でイとウ（していない）に回答された方にお尋ねします。

VI-1 それはなぜですか（複数選択可）

- ア 仕事や家事に忙しい  
 イ 身近のところにない  
 ウ 希望に添うものがない  
 エ 一緒にやる仲間がない  
 オ 面倒だから  
 カ 特に必要を感じない  
 キ 健康上の理由で  
 ク その他

回答の集計	選択肢	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	回答人数
	選択数	74	10	15	8	2	40	20	16	166
	%	45	17	9	5	1	24	12	10	

◎ 「ク その他」のおもな回答内容

- ① 以前したが、現在身内の介護  
 ② 新たに仕事についた  
 ③ 講座や学習機関が廃止になった  
 ④ 考え中  
 ⑤ 機動力がない

## VI-2 今後してみたいとおもっていますか。

- ア 思っている  
イ 思っていない

### 回答の集計

選択肢	ア	イ	回答人数
選択数	86	55	141
%	61	39	

### 《考察》

**実践していない理由** 設問VI-1の回答について総じて言えることは、設問III-1で「生涯学習をしている」という回答者数が、88%に及んでいるということは、大変心強い。しかし「イ」と「ウ」の「していない」という回答数の合計が12%あるのが気にかかる。退職校長会員としてアンケートには回答されている。会員としての意識は自覚されているのはありがたいことであるが、もう一歩行動されることを期待したい。

細部にわたっては次のように考察する。以前生涯学習を実践していたが、身辺の変化、健康上の理由でできなくなった会員、現在は仕事や家事のためにできない（できなくなった）などの会員は、学習への意欲健在の感がある。なお、生涯学習推進部では、『「ア 仕事や家事に忙しい」に回答した会員については、生涯学習を広い意味に解釈すると、仕事でも家事でもそれぞれに工夫を凝らし、学んでいるのではないか。』と時間をかけて論議を尽くしたことを報告する。しかしながら、「オ 面倒だから」や「カ 必要を感じない」が合わせて25%あることは、設問IおよびIIにおいて生涯学習に対するかなり積極的な意思表示があっただけに、違和感を覚える。また、「イ」の学習の場所、「ウ」の学習の内容、「エ」の学習の仲間等については、数は少ないが、31%の回答者がいることは生涯学習を盛んにするための課題として受けとめたい。「ク その他」への回答については、個人または公的な条件が改善されれば実践する意思があるものと受けとめ、学習環境が整うことを願って、今後の推移を守りたい。

**今後の意思** 設問VI-2の回答を概観すると、「今後生涯学習をしてみたいと思っている」が「したいとは思っていない」を上回っていることは嬉しい結果である。設問III-1で「以前に実践していた」と回答した会員からすれば、「したいと思う」と「したいと思わない」の差が僅かなのは、今は身辺が忙しいので学習に向かうゆとりがないのかと思われる。反面、今まで生涯学習を実践していなかった会員で、今後は「学習したい」と考えている会員が「学習したいと思わない」の2倍近くあるのは心強い。

しかしながら、設問VI-2において「学習したいと思わない」の回答者が、40%近くいることには一抹の寂しさが残る。教職生活を十分にやり終えたから、あとは悠々自適の生活とお考えなのかと思われるが、……現職時代に、知識・技術等を身に付けておられることであるから、生きがいの一つになれるよう何らかの方法で自他にお役に立てていただけないものかと願っている。

## V 生涯学習推進へのかかわり（設問VII）

設問VII 生涯学習の推進のためのかかわりについてお尋ねします。

VII-2 あなたは現職時代を含めて、行政機関や民間団体の生涯学習推進にかかわる研修また研究をされたことがありますか。



ア ある（研修等実施機関名） 回答の集計  
イ ない

選択肢	ア	イ	回答人数
選択数	432	510	942
%	46	54	

## VII-2 あなたは現職時代を含めて、行政機関や民間団体の生涯学習推進のための役職等をされたことがありますか。

ア ある（役職名） 回答の集計  
イ ない

選択肢	ア	イ	回答人数
選択数	368	505	873
%	42	58	

### 《考察》

**推進に関わる研修・研究** 現職時代も含めて生涯学習推進にかかわる研修や研究をした会員は、回答者の46%である。性別や年齢別の大きな差はなかった。生涯学習の研修等の実施機関は、公立が88%と圧倒的に多く、国立は5%、民間は7%であった。公立の実施機関は、教育委員会、教育センター・教育研究所等が67%を占める。次いで公民館等が10%であった。国立では、文部科学省やその所管する機関が最も多く、他の省庁の機関は少なかった。民間では、大学や教育相談研修会などの教育関係機関が主たる実施機関であった。民間の実施機関名には、文部省の進める生涯学習の柱である地域の教育力の再生などにつながる読み聞かせ会などのような具体的な名称をもつ実施機関も見られた。

**推進にかかわる役職** 生涯学習推進にかかわる役職を経験した会員は、回答者の42%と多い。性別では、男性の経験者がやや多く、年齢別では、70歳以上の層がやや多かった。設問には、現職時代と定年後の区別がなかったが、役職経験者の72%が現役時代に、公立の機関の該当部署の部長・課長や指導主事・社会教育主事など生涯学習推進の中心的役割を経験している。定年後まで含めると、生涯学習推進の各種委員や公民館関係の役職経験者が多く見られた。

補助的役職経験者は16%で、生涯学習のアドバイザーや青少年育成のアドバイザーなど地域教育力再生のために活躍する人や、ボランティア団体・文化団体等での役職経験者も多い。家庭教育支援の分野でも家庭教育のアドバイザーやインストラクター、幼児教育や子育ての巡回相談員等で活躍している。これらの仕事で、校長としての経験を生かしつつ更なる活動を展開することや多くの会員が参入することが期待される。

民間では、役職経験者は12%と少ない。民間では、役職に就くのではなく、地域の一員として、生涯学習の推進に携わる会員が多いのであろう。その少ない役職経験者の内訳は、やはり教育関係者が多い。信濃教育会などの役員の例にみられるように現役時代に勤めている人もあるが、多くは退職後も現役時代の経験を生かしての活動であろう。その他では、ボランティア関係・文化団体や体育関係など幅広く地域教育の再生に貢献している。ただ家庭教育支援の分野では、役職経験者は回答者の中にはいなかった。この分野での会員の活動を期待したい。

## VI 生涯学習実践の成果の活用（設問VIII）

設問VIII あなたの住んでいる地区での住民の生涯学習についてお尋ねします。

VIII-1 その機会が設けられていますか。

- ア 設けられている  
 イ 予定されてる  
 ウ 設けられていない  
 エ わからない

回答の集計

選択肢	ア	イ	ウ	エ	回答人数
選択数	876	8	36	44	962
%	91	1	4	5	

VIII-2 実施の主体はなんでしょう。次の中から、あなたの住んでいる地区にある実施主体の数だけ選んでください。

- ア 都道府県  
 イ 都道府県の第3セクター  
 ウ 市区町村（事務組合を含む）  
 エ 市区町村の第3セクター  
 オ 住民団体（自治会等を含む）  
 カ NPO等非営利団体  
 キ 企業等営利民間団体  
 ク 大学・高校等の公開講座  
 ケ その他

回答の集計

選択肢	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	回答人数
選択数	269	73	665	118	391	143	79	236	15	883
%	31	8	75	13	44	16	9	27	2	

VIII-3 ① あなたはその活動に参加していますか。

- ア 現在参加している  
 イ 参加したことがある  
 ウ 参加していない  
 エ 参加を考えている

回答の集計

選択肢	ア	イ	ウ	エ	回答人数
選択数	382	230	272	19	889
%	43	26	31	2	

② ①のアまたはイの場合、次のどちらですか。

- ア 実施者側として参加  
 イ 受講者として参加  
 ウ アとイの両方

回答の集計

選択肢	ア	イ	ウ	回答人数
選択数	297	375	146	526
%	57	71	28	

③ ②のアの場合、報酬についてお尋ねします。

- a ある  
 b 交通費  
 c 材料等実費  
 d なし

回答の集計

選択肢	a	b	c	d	回答人数
選択数	102	50	22	112	276
%	37	18	8	41	

④ ②のイの場合、費用についてお尋ねします。

- a 有料  
 b 材料等実費負担  
 c 無料

回答の集計

選択肢	a	b	c	回答人数
選択数	82	144	126	339
%	24	43	37	

《考察》

居住地域での生涯学習の機会とその実施主体 退職校長が自己の居住地域で生涯学習とどのようなかわり方をしているのかを調査した。まず、居住地域での生涯学習の機会が

設けられているという回答が90%を超えている。これは、退職校長にとって、生涯学習活動をする環境が身近に備わっていることを示している。また、VIII-2でその実施主体をきいたところ、市区町村が75%と最も多く、各地の行政機関が生涯学習に力を注いでいることが伺える。これは昭和62年(1987年)に臨時教育審議会の「生涯学習時代」の答申があって以来、各都道府県や市区町村が生涯学習の振興に取り組んだ成果と見られ心強い。なお、実施主体の都道府県が31%と少ないのは、居住地域としてのかかわりが少ないためであろう。住民団体(自治会等を含む)が44%と多いのは、同好者が公民館などを利用するものを想定した回答と思われ、これからも公共施設の利用による生涯学習の機会が増えるよう、行政が力を入れて欲しい。

**居住地域の生涯学習活動への参加** 地域の生涯学習への参加が「ア 現在参加している」と「イ 参加したことがある」の合計で69%、生涯学習経験者96%(設問III-1の「ア している」「イ 以前したことがあるが現在していない」の合計)から想定すると、居住地域以外で生涯学習に勤しむ会員(27%)も多いことが考えられる。

**参加の形態** 居住地で生涯学習に参加している退職校長の57%が、実施者側という立場で参加している。退職校長はリーダー的立場で生涯学習にかかわることが多く、現職時代の経験が活かされていると思われる。実施者側での参加が男性の58%、女性の48%に対して、受講者側としての参加は、男性の68%に対して女性は90%であった。女性退職校長は受講者側として生涯学習にかかわることが多い。

**実施者側としての報酬** 実施者側としての参加での報酬は、37%の会員が受けているようであるが、「b 交通費、c 材料等実費、d なし」が合計で63%であることから、報酬も微々たるもので、実施準備(調査等)に消えてしまうのではないか。いずれにしろボランティア感覚で取り組んでいることが想定できる。

**受講者としての負担** 実費負担と無料が80%で、有料(受講料等を払う)が少ない。退職校長の参加する生涯学習は、あまり費用がかからぬように運営されていることと、ボランティアに支援されているものが多いことがわかった。このような施設や団体が、生涯学習の振興に役立つものとする。

## おわりに

会員の「生涯学習」に関する意識は、「知識を広め技能を身につけて充実した生活を送ること」と考えており、回答者の約9割が現在学習活動に参加していた。

今後、会員の生涯学習を推進するために、次のことを提言したい。

1. 生涯学習を通して退職後の生活を豊かにするとともに、地域等の奉仕活動に参加して、学習の成果を活かし、自身の「生きがい」を求め続けて欲しい。
2. 居住地域等で同好者が集まり、組織的な生涯学習に取り組むとともに、地域の諸機関に働きかけて生涯学習の振興を図って欲しい。
3. 国は、国民全体が積極的に生涯学習に取り組むように、学校教育の中でも生涯学習の基礎を築くよう「学び方を学ぶ」指導を充実する政策を進めて欲しい。

おわりに、この調査にご回答をいただいた会員の方々、実施にご協力くださった各県事務局の方々に深くお礼を申しあげる。

# 実地見学：東京南部の東海道を歩く

## — 東京都退職校長会神奈川支部歴史探訪クラブ —

生涯学習推進部では、これまでは会員が学校教育支援を行う生涯学習活動を中心に見学し、その実状を報告してきた。今回からは、会員のみが集まり、自主的に行う生涯学習活動を実地見学し、その実態を発表したい。

1. 目的 東京都退職校長会神奈川支部（さがみ会）の歴史探訪クラブが行う「東京南部の東海道の史跡めぐり」の見学

2. 日時 平成18年10月27日（金） 10:00～13:00 晴れ

3. 場所 東京都大田区大森～蒲田地区

4. 参加者 前田部長、黒須副部長、奥村、河口、滝沢（順）、滝澤（利）の6名

### 5. 活動状況

(1) 当日は、相田新太郎都退職校長会副会長、大見川源吾神奈川支部長を始め、井関登晴クラブ担当、佐藤松寿講師を含めて17名のクラブ員が参加した。今回は、平成2年にクラブが発足してから年3回で、50回目の活動とのことである。

(2) JR大森駅に10時に集合して、井関担当の挨拶・自己紹介の後、佐藤講師から本日の行程の説明があり、訪ねる15ヶ所の史跡に関する詳細な解説の載った講師自作の案内書が配られた。

(3) まず、山王の住宅地にある馬込文士村資料展示室を訪ねる。川端康成、菊池寛、尾崎一雄、与謝野晶子、林芙美子などの作品や当時の写真等を交えた文学活動を学んだ。

(4) 次に善慶寺を訪ね、本堂にて副住職の「寺院の由来と新井義民6人衆」の講話を聴く。新井義民は、江戸時代新井宿村の百姓が多摩川の氾濫による凶作に会い、年貢の減免を直訴しようとしたため、代表の6人が領主に斬首されたが、後に年貢が半減されたので、村民が墓を築いた。参加者全員、墓に詣で手を合わせた。

(5) この後旧東海道に出て、八百屋お七を供養した地蔵のある密蔵院、万病治癒の薬水の出る井戸を持つ磐井神社を訪ねて、佐藤講師の丁寧な説明を聴き見学した。ここで午前の部の探訪が終わったので、生涯学習推進部の実地見学を終了し、解散した。

(6) クラブ員は、午後も旧東海道に沿って厳正寺、貴船神社、厳島神社を巡って、3時過ぎに京浜急行梅屋敷駅で解散している。後日、当日の写真と実施報告が送られた。



善慶寺にて

6. おわりに 当日は佐藤講師が事前に調査して作成した分厚い案内書を手にして、参加者は史跡の説明を熱心に聴き、知識を深め、当時の住民の生活をしのんでいた。このように退職後も研究旺盛で、互いに教え合い学び合って、生きがいある人生を送るよう努力している様子は、優れた生涯学習の実践事例といえる。

副部長 黒須健児（栃木県）

部員 奥村登志

瀧澤 順

河口正治

緑川曜子

瀧澤利夫

# 義務教育学校経営者の功績に更なる光を！

福利厚生部長 小川 嘉一郎

本年度は、例年行っている関係省庁への要請活動（詳細は「全連退情報」第44号参照）に加え、近年各県等の退職校長会より「叙勲に当たり、義務教育学校経営経験者の評価を見通して欲しい」との要望が本部に多く寄せられていることに注目し、新叙勲制度が実施された平成16年度、及び17年度の叙勲状況の実態調査、並びに、各県等の退職校長会における「福利厚生」の組織・活動状況及び長寿者の諸調査を実施致しました。面倒な調査でお手数をかけ、誠に申し訳ありませんでした。その結果をまとめてご報告致します。この結果を踏まえて、今後私共全連退はもとより、各県市等の退職校長会が、都道府県教育委員会や関係各議員等への要請活動に生かしていただきたいと存じます。

## I. 叙勲に関する調査について

**調査内容** 平成16年度、17年度の2年間の春秋叙勲者の状況を叙勲種と勤務校種との関連で調査させて戴きました。文末の一覧表は、各県の参加団体のご報告に基づいて作成致しましたので、ご返答の無かった県や部会があり、この表に掲載してあります県の受章者数は、必ずしもその年度の実数と一致していないことをご理解ください。

### ○調査結果と考察

- (1) この2年間についての各県の受章者総数は、県により若干の増減は見られるものの、平成16年度に行った5年間の調査とほぼ同様の傾向にあり、これまでの国や関係諸機関等への請願並びに栄典制度の変更が叙勲者増の大きな成果に繋がらなかったことは、誠に残念である。今後とも更なる運動の改善強化と一層の努力が必要である。
- (2) 校種と叙勲種との関係については、義務教育関係諸学校（幼・小・中）の退職校長の受章種は殆ど瑞宝双光章以下で、瑞宝小受章者は極少数（全国校長会会長経験者等）であった。これに反して多くの高等学校退職校長や少数ではあるが障害教育諸学校の退職校長会が瑞宝小綬章を受章している。また、今回の調査とは直接関係はないが、新聞等によれば、大学教育関係者に瑞宝中綬章以上の受賞者が多く見受けられる。この結果から明らかに校種による評価に差があると認識させられる。言うまでもなく、従来より国際的にも大きな功績を残す者を育成する基礎は、義務教育諸学校における基礎教育の成果の上にあることを、改めて深く認識して欲しいと言わざるを得ない。したがって、今後とも全連退と連携して加盟各県の部会はそれぞれの関係諸機関や関連議員等に強く働きかけ、これまでの認識の改革を推進することが必要である。

## II. 全連退加盟各団体の福利厚生組織の有無・その活動状況・特色ある活動について

本件の調査は、全連退事務局においても同様な調査が行われており、この両者を関連付けてまとめを行った。

### ○調査結果と考察

- (1) 加盟各県の退職校長会における全連退と同様な「福利厚生」組織の有無について
  - ①同様・ほぼ同様の組織がある ……………16県（34%）
  - ②組織は無いが事務局や担当者が対応 ……………19県（40.4%）
  - ③組織は無いが役員会等が対応 ……………7県（14.9%）
  - ④特になし・無回答 ……………5県（10.6%）

(2) 主たる活動内容について

- ①全連退の「福利厚生」と同様な機能（人材活用・叙勲・年金・再雇用・保険・介護・長寿者褒賞等）又はその一部を担当 ……………13県（27.6%）
- ②全連退の部活動の一部と生涯学習活動を担当 ……………10県（21.3%）
- ③生涯学習活動を担当 …………… 9県（19.1%）
- ④組織がないため活動なし ……………15県（31.9%）

(3) 福利厚生に関する「特色ある活動」について

特に、「福利厚生部の活動」に絞って、記載した。

- ①「郷土の教育を築いた先達を知るフォーラム」
- ②「みんなで取り組める教育県民大会」 以上2件は鳥取県
- ③「寝たきり会員の実態調査」
- ④「病気見舞い活動」
- ⑤「奈良人材バンク」
- ⑥「親和会フェスティバル」 以上4件は奈良県
- ⑦「高齢者叙勲手続き」 以上1件は福岡県

以上の結果から、特に福利厚生に関わる今後の活動には、豊富な学校経営の経験を生かして、難問を抱える教育の現状打開を目指した次の諸活動が求められましょう。その一は、将来の国際社会において活躍できる有為な人材育成のため、家庭教育・社会教育の再生のための各種委員会の委員等としての活動の機会を得ることです。その二は、充実した長寿社会を確立し有意義に退職後が過せるため、年金制度、保険・介護制度等の一層の充実に努めることです。そのために、全連退と共に活動を進められることを期待しております。

Ⅲ. 高齢者の調査について

例年行っています高齢者の褒賞活動のため、各県の退職校長会所属会員の「米寿者、上寿者」の調査と、今年は、平成18年の「87歳と白寿」の方々の調査をお願いした。

- (1) 平成18年度「米寿者」数 ……………1,181名  
    〃 「上寿者」数……………74名
- (2) 平成18年度「87歳」数 ……………1,417名  
    〃 「99歳」数……………95名

Ⅳ. 例年行っている関係各省庁への陳情

本部会においては、本年度も8月2日に、文科省、厚労省、総務省に、次のような陳情を行っている。

- (1) 文科省 ①同省の主催の委員会等に、義務教育等の学校教育経営経験者として登用。②叙勲に当たり義務教育関係者の評価の重視。③各縣市等の再雇用制度の促進。
- (2) 厚労省 ①保険制度の改革に当たり、高齢者介護の充実と医療費等の負担軽減についての要望。
- (3) 総務省 ①共済年金制度の維持、特に、公務員の職域加算部分の堅持、追加費用の削減、給付額等の廃止等についての要望。②税制改正に伴う高齢者の負担荷重への配慮の要望。

以上

副部長 清水 章夫（埼玉県）  
部 員 岡野 仁司 鴻田 好通 中山 正彦 堀内比佐子

平成16年度・17年度 各都道府県校種別受賞者数一覧

平成16年度					
校種別	幼小中障	幼小中障	高・障	高・障	
受章種 瑞宝	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上	受章者総数
北海道	34		1	15	50
青 森	7				7
岩 手	9				9
宮 城	6				6
秋 田	7		2		9
山 形	8			4	12
福 島	8			8	16
茨 城	13			7	20
栃 木	8			2	10
群 馬	8①			3	12
埼 玉	17			5	22
千 葉	16				16
東 京	45	2	2	4	53
神奈川	34				34
新 潟	12			6	18
山 梨					
長 野	7			3	10
富 山	14			7	21
石 川	9			2	11
福 井	2	4			6
岐 阜	6				6
静 岡	21				21
愛 知	18				18
三 重	7				7
滋 賀	7			4	11
京 都	14			2	16
大 阪	47				47
兵 庫	9		1	5	15
奈 良	7			3	10
和歌山	7			4	11
鳥 取	5				5
鳥 根	6			3	9
岡 山	11			9	20
広 島	11			5	16
山 口	8				8
徳 島	13			1	14
香 川	5				5
愛 媛				4	4
高 知	4			6	10
福 岡	24				24
佐 賀	5			2②	9
長 崎	11				11
熊 本	8		1	5	14
大 分	6				6
宮 崎	7				7
鹿児島	12①			3	16
沖 縄	11			2	13
総合計	556	6	7	126	695

平成17年度					
校種別	幼小中障	幼小中障	高・障	高・障	
受章種 瑞宝	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上	受章者総数
北海道	25		1①	13	41
青 森	13				13
岩 手	10				10
宮 城	6			1	7
秋 田	10			1	11
山 形	6		①	4	11
福 島	10			5①	16
茨 城	13		1①	4	19
栃 木	9			3	12
群 馬	8			4	12
埼 玉	16			6	22
千 葉	16				16
東 京	45			9	54
神奈川	30				30
新 潟	13			7	20
山 梨					
長 野	8			4	12
富 山	10			5	15
石 川	8			3	11
福 井	5			2	7
岐 阜	6				6
静 岡	18				18
愛 知	20				20
三 重	9				9
滋 賀	9			4	13
京 都	13				13
大 阪	30				30
兵 庫	11		1	5	17
奈 良	4		1	4	9
和歌山	8			3	11
鳥 取	6				6
鳥 根	10			4	14
岡 山	10			7	17
広 島	12			5	17
山 口	7				7
徳 島	12			2	14
香 川	3				3
愛 媛				4	4
高 知	1			7②	10
福 岡	31				31
佐 賀	3	1		3	7
長 崎	11				11
熊 本	9		1	5	15
大 分	7				7
宮 崎	7				7
鹿児島	12①			3	16
沖 縄	10				10
総合計	541	1	9	130	681

(注) 表中の○で囲まれた数は、障害者学校の受賞者で外数。

# 会報部の活動

会報部長 中村 謙次

全連退の機関紙として、全連退や都道府県退職校長会の活動報告と、それらを通しての相互交流を主目的に、読みやすく、共感を誘えるような会報づくりに努めている。

## 本年度の活動について

- (1) 本年度は、会報第160号から第163号まで、年4回の会報を発行した。総会特集号(第160号)は12ページ建て、他は16ページ建て。
- (2) 総会特集号以外は、毎号に巻頭言、提言(副会長)、地区連絡協議会の記録、及び都道府県の活動状況(都道府県便り)を掲載。さらに主要な会議や国への要望活動、教育情報などと共に、地方の会報紙より特色ある活動や、共感を誘う記事を取りあげ、その掲載に努めた。
- (3) 全国五校種の校園長会長よりの、それぞれの現状や課題、要望事項、さらには全連退との連絡会の報告などを掲載し、一層の理解と連携を深めるように努めた。
- (4) 新会員勧誘支援用として、第162号または第163号を希望する都道府県に増配した。

副部長 石川 勉(神奈川県)

部 員 藤井 治 宮澤 歳男 清水 健 津村 靖

## 健全財政を目指し一層の努力を

会計部長 相田 新太郎

本年度も各都道府県退職校長会のご理解とご協力により会費が完納され、円滑に予算執行ができたことに感謝申しあげる。

### 事業会計の適切な執行

本年度から、貸室、書籍出版事業等の収益を伴う収支を事業会計として興し、税理士の適切な指導により予算の執行に努めた。初めて行う会計の処理であったので、多少の戸惑いを持ちながら、税理士から随時助言を得ながら事業会計の処理ができた。所期の目的である事業を行うことにより生じた収益を、税法上正確に処理できたことに、充実感をもつことができた。

### 健全財政を目指して

各部・各委員会の目標達成のための予算要望を正確に捕らえて予算を立ち上げ、その目標達成のために予算がどのように執行されているかを把握しながら処理に努めた。特に予算内で執行され、かつ無駄がないように、少しでも節約できたかを確認しながら会計の処理を目指した。事務所の維持管理棟に充てる、特別会計の「基本金」への一般会計からの支出予算が達成できるように努めた。

副部長 下村 省一(新潟県)

会計担当 事務局 佐々木多美子



# 学習指導要領の改訂について

教育課題研究委員会委員長 渋谷 安

本委員会は、平成16・17年度の教育課題検討委員会から本年度改名し、緊急および短期的に対応すべき教育課題や問題について、関係機関に全連退としての要望・意見具申・提言等を行うために研究・協議を進めることとなった。

本年度は、文部科学省が「学習指導要領の改訂」を平成18年度中に行うという情報があったので、本委員会はこのことについて全連退として要望と提言をするべく研究・協議を進め、下記の内容の意見具申を3月に文部科学大臣宛に行った。

## 学習指導要領の改訂について（意見具申）

学習指導要領は、日本人を育成する国の教育施策としての、不変の基本的な教育理念を具体的に示すものであり、教育の論理に基づいて作成されるべきである。特に、日本人としての資質である感性や意識の育成と伝統・文化の伝承を強く明示し、豊かな心や創造性の育成を明確にすべきである。

学習指導要領は、各学校が編成する教育課程の拘束性のある基準を示すものとして、その基本的な概念と構造を具体的に明確にする必要がある。また、学習指導要領の趣旨やねらいと内容について、教員の理解を徹底するために、指導組織の検討とそのための人的配慮や研修が必要である。

改訂とその内容について、全国連合退職校長会は下記3点の意見を具申する。

## 記

### 1. 教育課程の構造化

教育課程の構造と編成のための基本的な考え方、具体的な内容・方法を明確にすべきである。特に、各教科・領域の目標や特質と学習内容の構造と学力の「習得型」「探究型」「活用型」の相互関係の構造、及びそれらと指導要録の評価の観点との関連の構造を具体的に明示すべきである。

### 2. 各教科・領域

現行の各教科・領域の目的・目標および特質の再検討と再編を含め、基礎学力の充実のための基礎・基本を検討し、学習意欲や主体的学習等の育成を図るべきである。また、各教科・領域が構造化の視点をどのように有しているかを具体的に明確にされたい。特に、学習内容は、指定される授業時数内ですべて完全に指導し得るものを作成すべきである。

### 3. 国語力の育成

国語力はすべての学習の基になるものである。学習指導要領の総則の一般方針に「言語活動」として「国語力の育成」を強く明示すべきである。日本人育成の根幹は、正しく美しい日本語を身につけさせて情操を培い、思考力や創造性を高めていくために、筋道を立てた論理的な思考と豊かな表現力を育成することである。

## 特に検討が必要な事項

### 1. 「総合的な学習の時間」

- ① 取り扱いについては、現行学習指導要領の総則で説明はされているが、目標や性格と内容が明確でなく、各学校での実施の実態は様々であり、多数の問題も生じている。教科の授業時数を減らしてまで取り組む必要があるのか疑問であり、十分な検討が必要である。
- ② 改善の方策としては、必修の教科・領域以外の教育活動として、授業時数を定めず、各学校が独自に実施できるようにする。

### 2. 「小学校の英語」

義務教育の小学校では、国語である日本語の学習や他の教科の基礎学力を充実することが先決であり、英語の学習を必修とすることは不要である。

### 3. 「中学校の選択教科」

生徒に正しい選択意欲・能力があるかが問題であり、各学校で実施されている実態にも問題がある。義務教育である中学校においては、教科はすべて必修として授業時数を確保し、基礎・基本の学習を徹底すべきである。

## 教育行政として検討を要望する事項

- ① 学校週5日制は、授業時数の確保や学校行事の実施に困難な状況をもたらしているので、検討が必要であり、年間授業日数を具体的に規定すべきである。
- ② 学習指導要領に示されていない、外部からの多様な教育の要求への対応について明示する必要がある。
- ③ 学力調査は、主に教科の「習得型」の学習内容の知識・理解の結果について行われているが、「探究型」「活用型」の内容も含め、調査と活用のあり方を検討すべきである。
- ④ 義務教育段階での進学塾で指導される学習内容と、大学をはじめ私立学校の入学試験問題が学習指導要領を逸脱していることについての対策を早急に講ずる必要がある。
- ⑤ 教員の勤務条件の整備に努め、多様な雑務や報告事務等による多忙の軽減を図り、教育活動に専念できるよう配慮されたい。
- ⑥ 中学校の部活動については、学校教育の一環としての位置づけは明確にして、教育課程外の指導として、従事する教員に特別手当の支給を図られたい。

## まとめ

以上の意見具申文を作成するために、現行の小・中学校の学習指導要領 第I章 総則について検討し、昭和22年の学習指導要領一般編（試案）から平成10年の第6次改訂までの変遷についても研究した。各教科・領域の具体的な内容についての研究・協議は不可能であるので、改訂に当たって大きな課題となる事項を論議し、上記のように総則に示すべきことと具体的な課題とについて意見具申をすることとした。全連退としての意見とするための各都道府県退職校長会への調査は時間的に不可能なのでできなかった。

副委員長 井上 孝

委員 荒井 忠夫 白石 裕一 武田 公夫 田中 昭光

## 事業委員会

# 『子供たちに慕われ 信頼される先生の条件』の出版

— A5版・9.5ポ・一段横組 明治図書出版 刊 2,360円十税 —

事業委員長 目賀田 八郎

国は、教育改革を最重要課題として、様々な施策を打っています。長らく教育に関ってきた私たちとしては、これはそれなりに、大いに期待するところであります。

しかし、現実に提出されたものは、現場にそぐわない原則論が多かったり、逆に小手先の対処療法策であったりして、今のところは、歯痒いばかりです。

学校教育力の復活には、第一に『教員の資質の向上』があります。そして初中教員の資質は、『子供に慕われ 信頼される』ことに尽きます。これは、万人の認めるところです。

このような教員の資質が、戦後俄に低下したのは、一つに、教員養成の失敗に尽きます。初中の現場をしらない学者に、教員養成を委ねたからであります。学問を修めてきただけの教員を、子供は慕いません。ましてや、教員免許の更新を図ってみても、子供の信頼を集める教員が、選抜されるとは限らないのです。

では『子供に慕われ 信頼できる先生』は、どうしたら育つのでしょうか。それは唯一、先輩の実践から学ぶより、術はないのです。

そこで私たち委員会では「子供に慕われ、信頼される先生の実践を紹介してほしい」と、全国に呼び掛けたのです。その結果文字通り、北は北海道から南は沖縄までの各地域から、

珠玉の19篇があつまりました。それを纏めたのが、本書です。

子供に慕われ、信頼される道が、様々に述べられています。これぞ正に、慕われ、信頼される『条件』であります。そこから、この標題が生まれたのです。

会員の皆様には、ぜひご購入のうえ、現職や、地域の然る可き方々に、贈呈していただきたいと、願っています。そこから、本物の教育改革の、第一歩が踏み出されると信じています。

購入は、近くの本屋へお申し込み下さい。

5冊以上まとまったら、一括送り先と、冊数を書いて、事務局(03-3441-8768)へFAXでお申し込み下さい。その場合は、著者割引で、

**1冊 2,000円、送料会社負担**

でお届けできます。



総務部長 廣瀬 久・戸張 敦雄  
委員 海野 千秀(茨城県)・織井 道雄・片岡 敦子・西倉 正

# 高校必修科目の未履修問題について

高校問題研究委員会 委員長 小川 嘉一郎

昨年10月末、富山県の公立高校で必修科目「世界史」の未履修が発覚した。全国的調査の結果、11月6日現在で、国公立、私立併せて5408校中540校（約1割）、83,000名余の未履修者が存在することが明らかになった。文科省は、学習指導要領の趣旨に則り、更に、大学入試を目前に控えた生徒の負担に配慮し、①1科目の未履修者については50～70時間の補習、②それ以上の者については、70時間の補習とレポート提出を卒業までに行うことをもって、必修科目の履修に替える事を各都道府県教育委員会・都道府県知事（私立学校を所轄）に指示し、取り敢えず今回の問題の解消を図った。

全連退においては、今回の問題は高校教育のみならず義務教育の在り方にも関わることと捉え、直ちに「高校問題研究委員会」を設置し、問題の背景や解決の方策について検討した。検討の結果をふまえ、必要に応じて文科省はじめ関係機関に働きかけることとした。

## (1) 問題発生の背景（原因）について

- ① 履修漏れは以前（1994年）から生じていたが、現行学習指導要領の施行から増え、必修科目（13～14科目）の学習を、大学入試受験科目（多くて7科目程度）の学習にすり替えている例が多くなった。大学入試を考えた場合、必修科目の存在は影が薄くなっている。
- ② 1992年より導入された「ゆとり教育」と「学校週5日制」により、高校では履修漏れが増加している。学校週5日制により、小中学校で教える内容が減り、高校でカバーする範囲が増え、更に高校でも授業時間が足りなくなり、高校の学習の質の低下を来している。
- ③ 教育現場への安易な市場主義・競争原理の導入によって、進学校は、難関大学合格率の高さを意識する傾向が一層強まった。その結果、従来にも増して、受験重視によるひずみが必修科目の履修漏れを起こした。

## (2) 高校教育改革の検討課題

- ① 中学卒業生の97.6%（ほぼ全入）が進学する高等学校は、生徒の多様性に対応した特色化が進められている。従って、学習指導要領はさらなる大綱化や必修科目・教育活動（奉仕等）を学校裁量に委ねるなどの検討が必要である。
- ② 「ゆとり教育」の実施によって小中学校の指導内容が1/3減少し、高校に入学しても、学力低下、さらに進路決定能力にも欠ける生徒のいる現状から、義務教育の一層の充実をはかる方策の検討が必要である。
- ③ 義務教育・高校教育における「学校週5日制」による学習時間の減少を回復する事が必要である。児童・生徒や教師の負担を少なくして、「学校週5日制」と「授業日の6日制（土曜日における学習）」を両立させる事の検討が必要である。
- ④ 学習指導要領の在り方、大学入試の在り方、公立と私立で異なる学校週5日制、学校の進学実績による学校評価等、本委員会として研究を更に深め、関係機関へ提言することが重要である。

委員 滝沢 順 滝澤 利夫 田中 昭光 前田 徹

# 全連退「会旗」の制定を目指して

会旗制定委員会委員長 木 山 高 美

全国連合退職校長会は、設立40周年の時を超えて、心も新たに、力強く「歩」を進めている今日、9万余名の「まとまり」の象徴として「会旗」を制定していこうという気運が高まってまいりました。

この機を逸することなく、平成18年8月以降、総務部案を作成し「会旗」を制定する方向で、多面的な角度から検討を重ねてきました。その案を部長会、第4回及び第5回常任理事会に諮り、了承を得ることができました。

そこで、会則第10条に基づく特別委員会として「会旗制定委員会」を設けて具体的な検討をすすめています。

「会旗」は、本会設立以来、会員の英知を集め真摯で地道な活動を展開してきた歴史を継承し、未来への希望と発展をより確かなものとする願いを託して、全連退を直截的・総合的にイメージするものとして制定していきたいと思えます。

「会旗」の活用は、本会の式典や総会等、全国的な行事や会議（各地区の地区連絡協議会等）の折りに会場に設置するなど、その場、その時に応じた有効適切な活用を図っていきたくと考えております。

## ◎「会旗」制定スケジュール

- |         |  |
|---------|--|
| 平成18年8月 | 「会旗」制定について総務部で検討開始   |
| 9月      | 部長会に提案・協議  |
| 11月     | 部長会に提案・了承<br>第4回常任理事会に提案・協議・了承   |
| 12月     | 会則10条により、会長より会旗制定委員の委嘱<br>全連退副会長各位に、「会旗」制定に関する趣旨、経緯等の概要を<br>情報提供し、ご理解とご支援を依頼 |
| 平成19年1月 | 第5回常任理事会で提案・協議<br>各都道府県退職校長会長に情報提供し、ご意見を求め、ご理解とご<br>支援を依頼                    |
| 3月      | 第6回常任理事会で協議（予定）  |
| 6月      | 19年度第1回理事会・総会に提案・協議（予定）  |

経費については、特別会計の周年行事積立金より支出の予定である。

旗のデザインや生地、刺繍、フレンジ等の具体的な検討は今後の作業となる。

会員の各位のご理解をお願いする次第です。

委員 廣瀬 久 戸張 敦雄 相田新太郎 徳永 裕人

# 事 務 局

事務局長 徳 永 裕 人

会の目的「教育尊重の気運を高め、日本の教育の振興への寄与」は、各部・委員会の活動、諸会議の滞りない進行、関係諸機関・団体との緊密な連携・協力を通して実現される。事務局は全連退の諸活動の推進を支えることに努めた。

本年度は、みなし法人設立、事業委員会の新設で事業会計が一般会計から独立した。貸室事業等、会計部、事業委員会との連携に重要度が増した。

10月3日に隔年の第3回事務局長会を開催した。会長のまとめのことで「今日は熱心な協議の姿勢が嬉しかった」と述べられ、毎年開催を望む声も、参会者の方々から聞かれた。一応の目的は達成されたと思う。関係者の皆様に感謝すると共に、各都道府県退職校長会がそれぞれに特色ある活動を進め、連合体としての全連退の活動が発展充実するために、事務局間の連携を一層密にし、意志の疎通を図っていきたい。

事務局次長 中原 慎三

事務局員 佐々木多美子

## あ と が き

- 平成18年度は、教育界にとって、忘れられない年になった。

改正された「**教育基本法**」が成立し、公布され、私たちの念願が実った年である。この記念すべき時に、全国連合退職校長会の、平成18年度「年間活動・研究報告」を編纂し、会員各位並びに教育関係諸機関・団体の方々へお届けできることは、編集者の喜びである。諸氏の、忌憚のないご意見、ご感想等をお待ちしている。

- 本会は、今年も、**文部科学省、中央教育審議会、教育再生会議等**への要望や意見の具申を行ってきた。結果的に、一部ではあるが、受け入れられていることも散見される現状である。

次年度も、各部並びに新設された2委員会、各称を変えた1委員会を含めた5委員会での研究、調査、協議等を基に全連退ならではの発信を続け、「年間活動・研究報告」の充実を期したいと考えている。

- 本年度も、子供に係る事案が多く発生した。「いじめ」「自殺」。多岐に亘る対応策が示され、実行に移っている。子どもたちの一生に、幸多きを期待する。

### 編集委員（50音順、敬称略）

相田新太郎	入子 祐三	大野 幸男	小川嘉一郎	奥村 登志
木山 高美	渋谷 安	徳永 裕人	戸張 敦雄	中村 鎌次
廣瀬 久	目賀田八郎			

ホームページアドレス  
<http://www.zenrentai.org/>

**平成18年度 全連退「年間活動・研究報告」**

発行 平成19年3月31日  
発行所 東京都品川区東五反田5-21-13-308  
〒141-0022 全国連合退職校長会  
電話 03(3441)8768  
FAX番号 03(3441)8768  
代表者 土橋 荘司  
印刷 不二オフセット株式会社  
電話 042(556)1105

